

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和7年2月5日（水） 午後3時から
2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室
3. 会議に付した議案等
- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外4件

議案第33号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫
- ・農地等の利用の最適化の推進について

・農業者年金の加入促進について

・農業新聞の購読促進について
4. 委員の出欠
(出席農業委員・8名)
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子
(出席推進委員・7名)
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
(欠席委員・1名)
浦田 弘
5. 事務局（3名）
北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

- 会 長

本日、浦田委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石原 忠則委員、江下 博委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
- 会 長

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局

(議案第31号1番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●、外6筆、田です。
申請地は、●●●●地内の農道等に面し点在する農地です。
申請地は、元々水稻が作付されていましたが、所有者が高齢でありここしばらくは耕作されておらず、一部は雑草が繁茂していました。申請者は、●●●●の●●●●で、●●●●で●●●●として働く傍ら、福利厚生の一環として、●●●●で果物の提供をしたいと考え、適地を探していたところ、滑川市のホームページに売却希望で掲載された当該農地を取得したいとの考えに至り、地元関係者との協議をはかり、概ねの同意を得られたことから今回申請されたものです。申請後は、あくまで農地として主に低木の果樹（キイチゴ、ベリー、サルナシ等）を栽培していく予定で、農地の管理方法等について今後も地元と良好な関係を維持しつつ行っていく予定です。
- 会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 委 員

昨年11月中頃、譲受人の代理人と●●●●町内の関係者数人で会合を開きました。その結果、果樹の低木ということで、特に支障がないということで町内の方は了解されました。そういうことで、この案件については支障がないと思われます。
- 推進委員

●●●●委員から先日話を伺いまして、問題ないものと考えます。
- 会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長	続きまして、議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。	社からの勧めもあり、新たなアパート建築を計画しました。●●●●の方が滑川で●●●●するのは、申請地周辺が、交通の便が良く周囲に商業施設等も多く、住環境に優れ、居住地周辺より申請地で経営する方が高い入居率を見込めるという調査結果があるためで、1LDK 2 室、2LDK 2 室と 1LDK 4 室、2LDK 4 室の 2 階建てアパート 2 棟の建築を計画したものです。
事 務 局	(議案第 32 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に連結する私道に面する農地です。 申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は平成 4 年ごろ宅地造成した現住居に居住していますが、この度隣接地で共同住宅の建築計画に伴う境界確定測量を行ったところ、住宅敷地の一部において、●●●●である譲渡人所有の土地にはみ出す形で、かつその部分が当時必要な許可を得ないで現在まで利用していたことが判明したため、これを是正するために今回申請されたものです。 隣接地との境界は、30 年以上宅地利用されており土砂の流出はありません。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝を介し、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	この土地は、もうすでに家が建って使用されていますし、小さい土地であり何の問題もありません。	●●●●の家の横に管理田としてありました。特に問題ありません。
事 務 局	●●●●委員から事前にご意見をいただいております、転用には問題ないとのことです。	こちらも●●●●委員から事前にご意見をいただいております、転用には問題ないとのことです。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。
事 務 局	(議案第 32 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に直結する私道に面する農地です。 申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、共同住宅敷地です。 申請者は●●●●に居住しており、●●●●の傍ら、県内数か所で●●●●しています。この度、今後の資産形成のため、また、アパート管理会	では、事務局より次の説明をお願いします。 (議案第 32 号 3 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、宅地分譲地です。 申請者は、●●●●で●●●●を営んでおり、この度、宅地分譲を計画して適地を探していたところ、申請地が幹線道路・公園・商業施設・小児科等に近く住宅地として適地と判断されたことから計 15 区画の分譲地として販売するものです。また、当該農地は所有者の高齢化により周辺農地と併せ長らく耕作されていませんでした。 隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、申請地内に側溝を新設し、南北の前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	この土地は大変不整形な土地であり、やがて耕作放棄地となる心配をしていたところであります。市街地も大変近く、農地の有効利用としてはよろしいのではないかと思います。転用には問題ないと思われます。
推進委員	当地域は説明にもありました通り、周辺は商業化しておりますので、異論はございません。
職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 32 号 4 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、周囲が市街地化傾向の区域にある農地であることから、第 2 種農地の集落接続と判断され、例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、●●●●に居住しており、この度、●●●●を機に住居を構えることを計画し、適地を探していたところ、申請地が保育・教育機関から近く、商業施設等も徒歩圏内にあり、●●●●勤務地にも通勤しやすいことから、関係者の同意を得、今回申請されたものです。 隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	●●●●地区は基盤整備をしております。従いまして、耕作するのはなかなか難しくなっております。どんどん市街化しておりますので、農地の有効利用として問題ないと思われます。
推進委員	両隣に住宅が建っておりますので、今後この辺りは宅地化していくことが予想されます。この件に関しましては承認いたします。
職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)

職務代理	それでは、この案件は県へ進達することといたします。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 32 号 5 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、現在●●●●に仮住まいしており、この度、●●●●の生まれ育った滑川市内で、●●●●を計画したところ、●●●●の目の前にある●●●●の農地を借り受けて、住居を構えることとしたものです。当該地は教育機関・幹線道路・商業施設等に近く、住居を構えるのに適地と判断し、●●●●の融資も活用することとして申請されたものです。 隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	図面をご覧になっていただくと、申請地の向かいに●●●●という家がありますが、この方が譲渡人の●●●●になります。この方の●●●●が譲受人です。現在同居しておられ、新たにここに分家されるということがあります。転用には問題ないと思われます。
推進委員	該当の土地は、現在一部畑として耕作されています。道路を挟んで向かいに●●●●並びにほかの住宅がございますのと、この周辺は住宅化しておりますので異論ございません。
職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。 では、進行を会長へお返しします。
会 長	続きまして、議案第 33 号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	5 ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域への編入)について、6 ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求

められているものです。

7 ページをお願いします。編入願出件数 2 件、2 筆、編入面積 3,140 ㎡。編入願出地は、●●●●、●●●●、3,140 ㎡。編入理由は、いろいろな事業がありまして、現に耕作されている農地であり、●●●●地区で取り組んでいる中山間地域直接支払交付金の対象農用地とするためです。

申請地の位置図は 8、9 ページのとおりです。10 ページは除外地番一覧表となります。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
 （各委員から「異議なし」の発言あり）
 それでは、異議なしということで、議案第 33 号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会 長 続きまして、議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 11 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
 農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、12 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
 13 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 13 件、借り手 9 件で、面積合計は 52,539 ㎡で、新規は今回ありません。詳細は 14～18 ページに記載のとおりです。
 19 ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手 3、借り手は中間管理機構の 1 件、面積合計 10,234 ㎡です。詳細は 20 ページに記載されています。21 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は●●●●です。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
 （各委員から「異議なし」の発言あり）
 ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

- その他
- ・農地利用の最適化の推進の状況について
 - ・農業者年金の加入促進について
 - ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員